

## 〔特別仕様車（ディーラーオプション装着車）の価格表示について〕

Q. 当社では、車両本体にディーラーオプションのナビ等をセットにした特別仕様車を販売しようと考えていますが、価格を表示する際、車両本体の価格にディーラーオプションの価格を含めた合計価格を「車両本体価格」として広告に表示しても問題ないでしょうか。

A. 新車に関する施行規則では、「車両本体とは、標準装備品を装着している標準仕様の車両をいうものとする。ただし、製造業者がカタログにおいて記号及び文言によって、ライン装着を明らかにしているオプション類は標準装備に準じて扱うことができるものとする」としています。そのため、メーカーオプションを含めた価格を車両本体価格として表示することができますが、ディーラーオプションを含めた価格を車両本体価格として表示することはできません。

したがって、車両本体にディーラーオプションのナビ等をセットして販売する場合は、広告に以下の内容を表示して下さい。


- ① 車両本体価格とディーラーオプションの価格を合計した価格  
(合計価格の名称について定めはありません)
- ② 内訳としての、車両本体価格とディーラーオプションの合計価格※
- ③ ディーラーオプションの内容

※展示車、価格表の場合は、ディーラーオプションの単品価格の表示も必要となります。


### ●正しい表示例

## スカーレットM ●●販売特別仕様車 登場！

特別装備品内容




■■社製〇〇  
ドライブレコーダー



●●社製△△  
ナビ

＜表示のポイント＞

- ・「車両本体価格」と「ディーラーオプション」の価格は区分して表示すること
- ・車両本体とオプションを合計した価格の名称は、販売会社が任意に付けることが可能  
(例：「合計価格」、「オプション付価格」等)



PHOTO：スカーレット M ●●販売特別仕様車

スカーレットM ●●販売特別仕様車  
(ベース車両：スカーレットM2.0)

車両本体価格	2,284,000 円
オプション合計価格	184,000 円
<b>合 計</b>	<b>2,468,000 円</b>

※価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。